

第一〇條 本部ニ於テ職員ニシテ、

第一〇條 本部職員

ニシテ

得テ本部事務ノ執行ニ當リ、

本部職員ノ職務ニ當リ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

本部職員ニシテ、

財團法人協働會大阪支所

14

- 一 執行委員長 一名
- 一 書記長 一名
- 一 會計 一名
- 一 部門部長 若干名

第十八條 執行委員長ハ黨ヲ代表シ黨務ヲ總轄ス

第十九條 書記長ハ執行委員長ヲ補佐シ執行委員長事故アル時

ハ之ヲ代理シ黨務ヲ處理ス

第二十條 會計ハ黨ノ會計事務ヲ處理ス

第二十一條 各部門部長ハ當該部門ノ活動ヲ統轄ス

第二十二條 黨役員ハ大會ニ於テ選出シ任期ハ一ケ年トス

但シ再選ヲ妨ゲズ

第六章 支部

第二十三條 支部ハ執行委員會ノ承諾ヲ經テ地理的區劃ニヨリ黨員五十名以上ヲ以テ組織スルモノトス